

「アザジラクチン」「イミシアホス」「クロラントラニリプロール」「シメコナゾール」「ビフェントリン」「ピリダリル」「フェノキサスルホン」「クロルフルアズロン」「ホスチアゼート」「クロフェンテジン」「テフルトリン」「トリホリン」「ヘキサコナゾール」「サリノマイシン」「スペクチノマイシン」「センデュラマイシン」「バシトラシン」「フェントエート」「シアナジン」及び「フェンバレレート」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

- 1.アザジラクチン（対象外物質）
- 2.イミシアホス（農薬）
- 3.クロラントラニリプロール（農薬）
- 4.シメコナゾール（農薬）
- 5.ビフェントリン（農薬）
- 6.ピリダリル（農薬）
- 7.フェノキサスルホン（農薬）
- 8.クロルフルアズロン（農薬）
- 9.ホスチアゼート（農薬）
- 10.クロフェンテジン（農薬）
- 11.テフルトリン（農薬）
- 12.トリホリン（農薬）

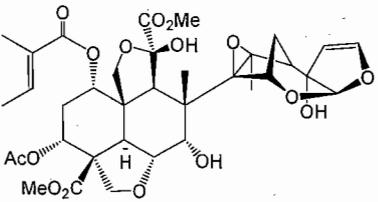
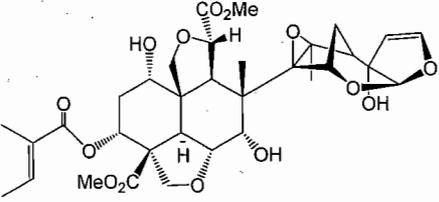
- 13.ヘキサコナゾール（農薬）
- 14.サリノマイシン（動物用医薬品及び飼料添加物）
- 15.スペクチノマイシン（動物用医薬品）
- 16.センデュラマイシン（動物用医薬品及び飼料添加物）
- 17.バシトラシン（動物用医薬品及び飼料添加物）
- 18.フェントエート（農薬）
- 19.シアナジン（農薬）
- 20.フェンバレレート（農薬及び動物用医薬品）

アザジラクチン

1. 今回の諮問の経緯

- ・食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	アザジラクチン (Azadirachtin)	
構造式	(アザジラクチンA) 	(アザジラクチンB) 
対象外物質としての選定根拠	農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の状態や程度からみて、農畜産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかである物質	
用途	殺虫剤	
作用機構	ニーム種子の抽出成分である。 作用機序は解明されていないが、摂食阻害、忌避、脱皮・変態阻止作用などにより効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	登録されていない。 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基準: なし (基準不要) カナダ基準: なし E U 基準: ばれいしょ、ぶどう等 豪州基準: なし ニュージーランド: なし
食品安全委員会での評価等	初回	

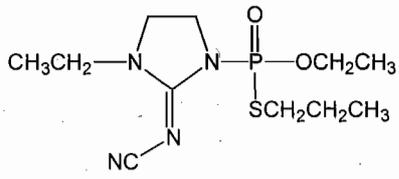
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

イミシアホス

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 3 月 23 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	イミシアホス (Imicyafos)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	有機リン系の殺線虫剤である。 線虫に対する作用機序は解明されていないが、その構造からコリンエステラーゼ阻害により作用するものと考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	登録がなされている。 適用作物: だいこん、なす、ばれいしょ等 今回、さといも、だいこん、ごぼう、オクラへの適用拡大申請 使用方法: 全面土壌混和等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ基準、EU、豪州、ニュージーランド基準: なし
食品安全委員会での評価等	平成 18 年 9 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 11 月 13 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0005 mg/kg 体重/day	

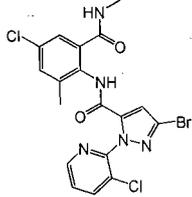
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クロラントラニプロール

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 24 年 5 月 17 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成 24 年 5 月 9 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロラントラニプロール(Chlorantraniliprole)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	アントラニリックジアミド系殺虫剤。昆虫の筋肉細胞内のカルシウムチャンネル(リアノジン受容体)に作用してカルシウムイオンを放出させ、筋収縮を起こすことにより殺虫効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。適用作物:キャベツ、だいず、りんご、稲等。 今回、さといも、やまいも、さやえんどう、さやいんげんへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 2 mg/kg 体重/day
	国際基準	葉菜類、仁果類果実、かんきつ類、ベリー類等
	諸外国	米国基準: かんきつ類、ベリー類等 カナダ基準: 仁果類果実等 EU 基準: ぶどう、レタス等 豪州基準: あぶらな属野菜、豆類等 ニュージーランド基準: あぶらな属野菜、仁果類果実等
		インポートトレランス要請: みかん、ベリー類等(国際基準、米国基準)
食品安全委員会での評価等	【1】 平成 20 年 3 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 10 月 9 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成 22 年 8 月 11 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 6 月 16 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.26 mg/kg 体重/day	

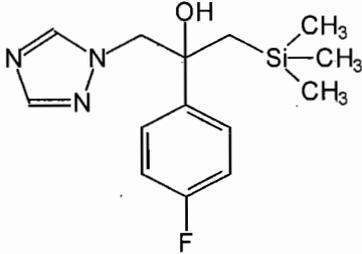
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シメコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 4 月 16 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づく **インポートトレランス** による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	シメコナゾール (Simeconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	<p>トリアゾール系の殺菌剤である。</p> <p>エルゴステロール合成を阻害し、ラノステロールの14位脱メチル化を阻害すると考えられている。</p>	
日本における登録状況 (食用)	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物: 稲、りんご、かぼちゃ、だいず等</p> <p>使用方法: 散布等</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	<p>米国、カナダ基準、EU、豪州、ニュージーランド基準: なし</p> <p>インポートトレランス要請: とうがらし (韓国基準)</p>
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 19 年 2 月 5 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成 19 年 6 月 5 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成 19 年 8 月 23 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成 20 年 10 月 7 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成 21 年 3 月 12 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成 23 年 3 月 22 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成 24 年 2 月 9 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.0085 mg/kg 体重/day</p>	

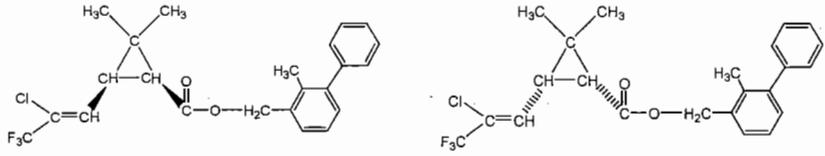
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ビフェントリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 24 年 4 月 13 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成 24 年 3 月 23 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ビフェントリン (Bifenthrin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピレスロイド系の殺虫剤である。中枢神経系に作用すると考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	登録がなされている。 適用作物：かんきつ類、りんご、なし等 今回、キウイフルーツへの適用拡大申請 使用方法：散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.01 mg/kg 体重/day
	国際基準	バナナ、大麦、ブラックベリー、かんきつ、小麦等
	諸外国	米国基準：アーモンド、ブルーベリー等 カナダ基準：なし EU基準：かんきつ類、ナッツ類等 豪州基準：りんご、アボカド、バナナ等 ニュージーランド基準：かぼちゃ、キウイフルーツ等 インポートトレランス要請：ブルーベリー(米国基準)
食品安全委員会での評価等	【1】平成 17 年 7 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 5 月 10 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 21 年 1 月 20 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 6 月 25 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 22 年 8 月 11 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 6 月 16 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.01mg/kg 体重/day	

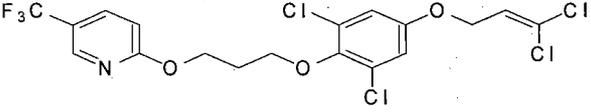
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピリダリル

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 3 月 29 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリダリル(Pyridalyl)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	<p>既存の殺虫剤とは異なる作用を持つ。</p> <p>害虫の口からの摂食及び皮膚の透過により体内に取り込まれ、細胞毒として作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況(食用)	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物: キャベツ、はくさい、トマト、アスパラガス等</p> <p>今回、未成熟とうもろこし、かぶ、非結球あぶらな科葉菜類、こまつな、みずな、カリフラワー、茎ブロッコリー、たまねぎ、にんじん、オクラへの適用拡大申請</p> <p>使用方法: 散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 葉菜類、果菜類等 EU 基準: トマト、レタス等 カナダ基準、豪州、ニュージーランド基準: なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 15 年 10 月 29 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成 16 年 1 月 15 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成 17 年 3 月 15 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成 17 年 7 月 28 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成 19 年 7 月 10 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成 19 年 10 月 11 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【4】平成 21 年 3 月 24 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成 22 年 3 月 18 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【5】平成 22 年 8 月 11 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成 23 年 7 月 7 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.028 mg/kg 体重/day</p>	

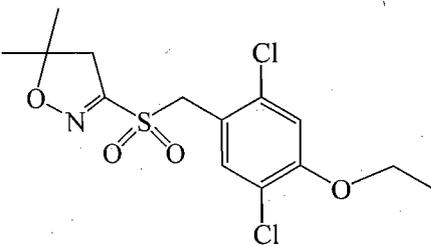
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フェノキサスルホン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 5 月 17 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請及び魚介類への基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェノキサスルホン (Fenoxasulfone)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	イソキサゾリン系の除草剤である。植物体を構成する超長鎖脂肪酸の合成に関与し、超長鎖脂肪酸合成酵素 (VLCFAE) を阻害することによって除草作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	登録されていない。 今回、移植水稻への新規登録申請及び魚介類への基準値設定要請 使用方法: 湛水散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ基準、EU、豪州、ニュージーランド基準: なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

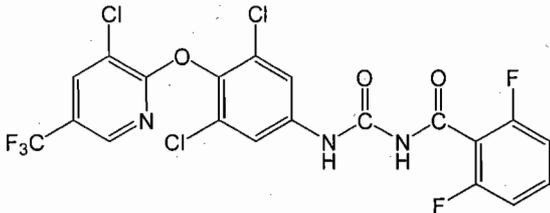
クロルフルアズロン

1. 今回の諮問の経緯

・平成 24 年 3 月 29 日、農林水産省からの畜産物への基準値設定の要請を受理

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロルフルアズロン(Chlorfluazuron)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	本剤はベンゾイルフェニル尿素系の昆虫成長制御剤である。昆虫の幼虫ステージに処理されると、昆虫の表皮に含まれるキチンの形成が阻害されるため、脱皮・変態に異常をきたし作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物:かんしょ、だいず、すいか、メロン、トマト、ミニトマト等</p> <p>今回、畜産物への基準値設定要請</p> <p>使用方法:散布等</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	なし
	国際基準	なし
	諸外国	豪州基準:綿花 米国、カナダ基準、EU、ニュージーランド基準:なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

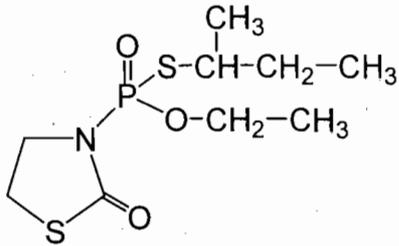
ホスチアゼート

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 24 年 4 月 16 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理

- ・**ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し**

2. 評価依頼物質の概要

名称	ホスチアゼート(Fosthiazate)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	有機リン酸アミド系化合物の殺虫剤である。標的生物の神経系のアセチルコリンエステラーゼを阻害することにより運動性の麻痺、行動異常が起こり、作用するものと考えられている。	
日本における登録状況（食用）	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物:いちじく、かんしょ、なす、だいこん、きく等</p> <p>今回、いちご、きゅうり、ピーマンへの適用拡大申請</p> <p>使用方法:土壌混和等</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	<p>米国基準:トマト</p> <p>カナダ基準:なし</p> <p>E U 基準:ばれいしょ、トマト、バナナ等</p> <p>豪州基準:なし</p> <p>ニュージーランド基準:なし</p>
食品安全委員会での評価等	初回	

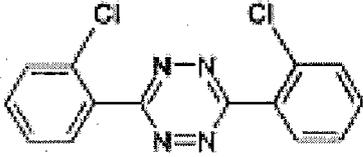
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クロフェンテジン

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロフェンテジン (Clofentezine)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	胚の発育時にクチクラ形成を阻害し作用するものと考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	登録がなされている。 適用作物: りんご、なし、もも、おうとう、茶 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.02 mg/kg 体重/day
	国際基準	仁果類果実、核果類果実等
	諸外国	米国基準: りんご、もも等 カナダ基準: りんご、もも等 EU 基準: 仁果類果実、核果類果実等 豪州基準: 仁果類果実、核果類果実等 ニュージーランド基準: 仁果類果実等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

テフルトリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	テフルトリン (Tefluthrin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	<p>合成ピレスロイド系殺虫剤である。</p> <p>昆虫の中枢神経及び末梢神経細胞膜のイオン透過性を乱し、神経線維を反復興奮させ、ついで興奮伝導を抑制する。これにより虫体に痙攣、麻痺が起こり作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況 (食用)	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物: かんしょ、だいこん、キャベツ等</p> <p>使用方法: 土壌混和等</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	<p>米国基準: とうもろこし</p> <p>カナダ基準: とうもろこし等</p> <p>E U 基準: かんしょ、てんさい、キャベツ等</p> <p>豪州基準: なし</p> <p>ニュージーランド基準: なし</p>
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

トリホリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	トリホリン(Triforine)	
構造式	$ \begin{array}{c} \text{CCl}_3-\text{CH}-\text{NH}-\text{CHO} \\ \\ \text{N} \\ \\ \text{C}_6\text{H}_{10} \\ \\ \text{N} \\ \\ \text{CCl}_3-\text{CH}-\text{NH}-\text{CHO} \end{array} $	
用途	殺菌剤	
作用機構	<p>ピペラジン系の殺菌剤である。</p> <p>2,4-メチレンジヒドロラステロールから4,4-ジメチルフェコステロールに至るC14位の脱メチル化を阻害し、エルゴステロールの生成を抑制することにより作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況(食用)	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物:いちご、ねぎ、トマト等</p> <p>使用方法:散布等</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.02 mg/kg 体重/day
	国際基準	ブルーベリー、うり類、トマト等
	諸外国	<p>米国基準:なし</p> <p>カナダ基準:ブルーベリー、クランベリー</p> <p>E U 基準:核果類、仁果類等</p> <p>豪州基準:核果類、仁果類</p> <p>ニュージーランド基準:穀類、ぶどう等</p>
食品安全委員会での評価等	初回	

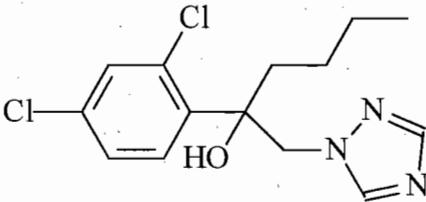
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ヘキサコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ヘキサコナゾール(Hexaconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	<p>トリアゾール系殺菌剤である。</p> <p>作用性は糸状菌の細胞膜のステロール生合成を阻害することにより作用するものと考えられている。</p>	
日本における登録状況(食用)	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物:りんご、もも、おうとう等</p> <p>使用方法:散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.005 mg/kg 体重/day
	国際基準	なし
	諸外国	<p>米国基準:なし</p> <p>カナダ基準:なし</p> <p>EU基準:ぶどう、りんご、バナナ、等</p> <p>豪州基準:りんご、ぶどう、なし</p> <p>ニュージーランド基準:なし</p>
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

サリノマイシン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	サリノマイシン (Salinomycin)	
構造式		
用途	抗生物質、寄生虫駆除剤(飼料添加物)	
作用機構	ポリエーテル系のイオノフォア抗コクシジウム剤。ミトコンドリアでは、膜内外の脱分極及び細胞内へのカルシウム流入を促進し、細胞障害をもたらす作用すると考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	【動物用医薬品】	承認されていない。
	【飼料添加物】	指定されている。 対象動物: 鶏、牛、豚
	使用方法:	飼料添加
国際機関、海外での評価状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: なし EU 基準: なし カナダ: 鶏、牛、豚 豪州: 牛、鶏、豚 ニュージーランド: 鶏
食品安全委員会での評価等	初回	

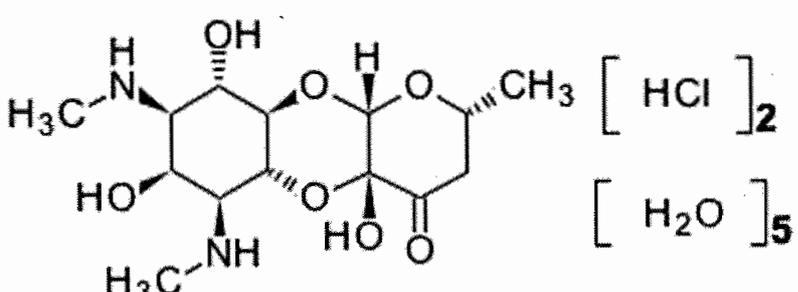
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

スペクチノマイシン

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	スペクチノマイシン (Spectinomycin)	
構造式		
用途	抗生物質 (動物用医薬品)	
作用機構	<p>アミノサイクリン系抗生物質である。</p> <p>細菌のリボソーム 30S サブユニットに結合し、タンパク質合成を阻害することにより作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況 (食用)	<p>【動物用医薬品】</p> <p>承認されてない。</p> <p>(参考) 海外では、牛、豚、鶏等に飼料添加等により細菌感染の治療等に使用されている。</p>	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.04 mg/kg 体重/day
	国際基準	牛、豚、羊、鶏
	諸外国	<p>米国: 牛、鶏、七面鳥</p> <p>カナダ: 鶏</p> <p>豪州: 鶏、卵及び羊を除く哺乳類</p> <p>EU: 羊、牛、鶏、豚</p> <p>ニュージーランド: 羊</p>
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

センデュラマイシン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	センデュラマイシン (Semduramicin)	
構造式		
用途	抗生物質、寄生虫駆除剤(飼料添加物)	
作用機構	ポリエーテル系のイオノフォア抗コクシジウム剤である。ミトコンドリアでは、膜内外の脱分極及び細胞内へのカルシウム流入を促進し、細胞障害をもたらす作用と考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【動物用医薬品】	承認されていない。
	【飼料添加物】	指定されている。 対象動物: 鶏
	使用方法:	飼料添加
国際機関、海外での評価状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 鶏 カナダ基準: なし EU 基準: なし 豪州基準: 鶏 ニュージーランド基準: 鶏
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

バシトラシン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	バシトラシン(Bacitracin)	
構造式		
用途	抗生物質(飼料添加物)	
作用機構	細菌の細胞壁内膜を取り巻くペプチドグリカンの構成要素を支持する分子であるC55-イソプレニルピロリン酸の脱リン酸化反応を妨げ、これにより細胞壁合成を阻害することによって抗菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【動物用医薬品】	承認されていない。
	【飼料添加物】	指定されている。 対象動物: 牛、豚、鶏 使用方法: 飼料添加
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADIは設定されていない。
	国際基準	なし
	諸外国	米国: 牛、豚、鶏等 カナダ: 鶏、豚等 豪州: 鶏、乳 EU: 牛、ウサギ ニュージーランド基準: なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

フェントエート

1. 今回の諮問の経緯

- 平成24年4月20日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェントエート(Phenthoate)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	有機リン系殺虫剤である。作用機構はコリンエステラーゼの阻害作用によって神経刺激伝導の正常な機能に障害を起こすことにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: 稲、大豆、だいこん、みかん等 今回、りんごへの適応拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.003 mg/kg 体重/day
	国際基準	なし
	諸外国	EU 基準: スパイス類 米国、カナダ基準、豪州、ニュージーランド基準: なし
食品安全委員会での評価等	平成21年6月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年10月6日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=0.0029 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シアナジン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	シアナジン (Cyanazine)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	<p>トリアジン系の除草剤である。</p> <p>緑色植物の光合成を阻害することにより作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況 (食用)	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物: ばれいしょ、たまねぎ、アスパラガス等</p> <p>使用方法: 土壌散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	<p>米国基準: なし</p> <p>カナダ基準: なし</p> <p>EU基準: なし</p> <p>豪州基準: ばれいしょ、穀物等</p> <p>ニュージーランド基準: ばれいしょ、穀物等</p>
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フェンバレレート

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェンバレレート (Fenvalerate)	
構造式		
用途	殺虫剤 (農薬、動物用医薬品)	
作用機構	合成ピレスロイド系の殺虫剤である。昆虫の中樞及び末梢神経系に作用し、反復興奮及び伝導抑制などによって、異常興奮とけいれんを起こし作用するものと考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	<p>【農薬】 登録がなされている。 適用作物: キャベツ、はくさい、てんさい、ばれいしょ、みかん、りんご、なし等</p> <p>使用方法: 散布</p> <p>【動薬】 承認されていない。 (参考) EU では、畜体への散布等により、牛の外部寄生虫駆除に用いられている。</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.02 mg/kg 体重/day
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	豆類、ベリー類、畜産物等
	諸外国	米国基準: アーモンド、りんご、畜産物等 カナダ基準: なし EU基準: 牛等 豪州: 穀類、畜産物等 ニュージーランド基準: トマト、仁果類等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【イミシアホス】

- ・作物残留試験

【クロラントラニリプロール】

- ・作物残留試験

【シメコナゾール】

- ・作物残留試験

【ビフェントリン】

- ・作物残留試験

【ピリダリル】

- ・作物残留試験

【フェントエート】

- ・作物残留試験